

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2016-51099(P2016-51099A)

【公開日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2014-177030(P2014-177030)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1333 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1333

G 09 F 9/00 3 4 2

G 09 F 9/00 3 6 6 A

G 09 F 9/00 3 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月23日(2017.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アレイ基板と、

前記アレイ基板に対向する対向基板と、

前記アレイ基板と前記対向基板との間に保持された液晶分子を含むネガ型の液晶層と、

前記アレイ基板の表面に接着された位相差板と、

前記位相差板に貼合され、第1吸収軸を備える第1偏光板と、

前記対向基板の表面に接着され、前記液晶分子の初期配向方向と平行かつ前記第1吸収軸と直交する第2吸収軸を備える第2偏光板と、

前記第2偏光板に対向するカバー部材と、

前記第2偏光板と前記カバー部材とを接着する紫外線硬化樹脂と、

を備える液晶表示装置。

【請求項2】

前記紫外線硬化樹脂は、前記第2偏光板の表面及び側面に接触している請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記第2吸収軸は、画像を表示するアクティブエリアの短辺と平行である請求項1または2に記載の液晶表示装置。

【請求項4】

前記アレイ基板は、さらに、前記第2吸収軸の方向と平行に延出するゲート配線を備える請求項1または2に記載の液晶表示装置。

【請求項5】

前記カバー部材は、前記紫外線硬化樹脂側にタッチセンサを備える請求項1乃至4のいずれか1項に記載の液晶表示装置。

【請求項6】

前記アレイ基板は、さらに、第1電極と、前記第1電極を覆う絶縁膜と、前記絶縁膜上

で前記第1電極と対向し前記初期配向方向に対して90度未満の第1延出方向に延出したスリットを有する第2電極と、を備える請求項1乃至5のいずれか1項に記載の液晶表示装置。

【請求項7】

前記アレイ基板は、さらに、前記第2電極と隣接し前記第1電極と対向し前記第1延出方向とは異なる第2延出方向に延出した第2スリットを有する第3電極を備え、前記第2電極と前記第3電極とは隣接する同一色の画素にそれぞれ配置される、請求項6に記載の液晶表示装置。

【請求項8】

前記第1延出方向と前記初期配向方向とが成す角度は、前記第2延出方向と前記初期配向方向とが成す角度と等しい、請求項7に記載の液晶表示装置。

【請求項9】

前記第1延出方向と前記初期配向方向とが成す角度は、45度を超える90度未満である、請求項8に記載の液晶表示装置。